

令和7年2月26日

各留守家庭児童育成会運営委員長 様

子ども青少年局子ども未来企画部
担当課長(放課後事業に係る企画調整)

留守家庭児童育成会における土曜日の開所の弾力化について（通知）

日頃は、留守家庭児童の健全育成にご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

令和7年4月から、保護者の利用ニーズが全く無い土曜日の限定的な閉所を可能といたします。各育成会におかれましては、本制度変更の趣旨を十分に踏まえ、ご対応ください。

また、本制度変更にかかる保護者あての通知を、別添のとおり作成いたしましたので、必ず保護者全員に配布してください。

本制度変更の趣旨を踏まえたうえで土曜日の限定的な閉所を実施する場合は、利用ニーズ調査から育成会が閉所を決定するまでの過程について、育成会内で取り決め、運営規程等に明記してください。

なお、本制度変更により、土曜開所加算の事務手続きが変更となります。実績報告等の手続きを行う年度末は区役所においても繁忙期であるため、事業完了後の速やかな事務処理等にご協力ください。

記

1 送付書類

- ・留守家庭児童育成会における土曜日の開所の弾力化について
- ・土曜開所加算の支給にかかるQ&A
- ・(参考) 土曜開所加算関係書式一式
- ・支給の流れ
- ・保護者あて通知一式（留守家庭児童育成会における土曜日開所の弾力化について）

2 その他

令和7年度の土曜開所加算の助成額や助成要綱、申請様式等については、国から助成金額が示され、本市の予算が承認された3月下旬に通知する予定です。

(放課後事業推進課)

留守家庭児童育成会における土曜日の開所の弾力化について

1 趣旨

育成会の開所日は、「日曜、祝日、年末年始を除く毎日」としているが、令和7年4月から、遵守すべき開所要件を土曜日についてのみ弾力化するもの。

2 変更内容

(1) 開所日について

変更前	変更後
<p>【原則】 日曜、祝日、年末年始を除く毎日。</p> <p>【例外】 ・天災等やむを得ない事由がある場合</p>	<p>【原則】 日曜、祝日、年末年始を除く毎日。</p> <p>【例外】 ・天災等やむを得ない事由がある場合 ・放課後事業推進課が別に定める場合 ※「放課後事業推進課が別に定める場合」は、育成会が保護者の利用ニーズを調査し、利用ニーズが全く無い土曜日とする。ただし、日曜、祝日、年末年始を除き、年間250日以上は開所することとする。 ※「天災等やむを得ない事由がある場合」と異なり、開所日とすることはできない。</p>

(2) 支払方法について

変更前	変更後
<p>全土曜日を開所する前提で、年間の開所日数加算を月割で助成 4月 71,740円 5～3月 71,660円 計 860,000円（金額はR6の場合）</p>	<p>1年間の開所計画日数を基に4月に概算で助成し、年度末に精算。 年間の総開所日数と250日の差に、以下の単価を乗じた額を助成。 (1) 放課後児童支援員2名配置助成なし …20,000/日（金額はR6の場合） (2) 放課後児童支援員2名配置助成あり …26,000/日（金額はR6の場合） ※年間の開所計画日数より多く開所することが分かった場合などは、変更交付申請を提出すること。</p>

3 育成会における閉所日の決定方法

次の手順で保護者に利用ニーズ調査を行い、閉所日を決定すること。

(1) 年度当初の保護者の利用ニーズ調査

各年度の運営開始前に、保護者に対して年間の土曜日の利用予定を確認するなど、年間の利用ニーズを調査し、年間の開所計画を作成する。

(2) 当該月の前月に行う保護者の利用ニーズ調査

保護者の最終的な利用希望を把握するため、前月 1 日以降に利用ニーズを再度調査（例：6 月分のニーズ調査は、5 月 1 日以降に実施）し、当該月の閉所日を決定すること。また、閉所日は速やかに保護者に連絡すること。

閉所日の調査や決定にあたっては、以下の点に十分留意すること。

- ・保護者の利用ニーズとは異なる閉所

例：前月の利用ニーズ調査で保護者から利用希望があったにも関わらず閉所する。

- ・保護者の利用控えに繋がるような対応

例：お盆の土曜日は閉所すること前提に、保護者に利用ニーズ調査を行う。

育成会は、閉所日決定後も保護者から開所の要望があれば、できる限り開所すること。

利用ニーズの調査結果等については保存しておくこと。また指導日誌には、利用ニーズによる閉所の旨記録すること。

4 市から育成会に対する閉所が適切に決定されているかの調査等

- (1) 育成会が利用ニーズとは異なる閉所決定をしていないか、保護者の利用控えが発生していないかを確認するため、定期的に調査を実施する。（時期は未定）

（保護者に対して、各育成会の閉所日の決定方法に関するアンケート調査を実施。

アンケートは、専用の回答フォームを活用した匿名の調査であり、回答内容は直接、当課に送信される。）

- (2) 実地指導等において、育成会が行った利用ニーズ調査等の資料を基に、閉所が適正に決定されているか確認する。

5 助成金の申請手順について

2 (2) のとおり、土曜日開所加算は、事業実施前に行う交付申請の内容に基づいて概算で助成し、年度末に精算する。当初の開所計画日数より、実際の開所日数が少ない場合など、速やかな助成金の一部返還が必要になる。申請手順については、別紙「支給の流れ」を参照。

6 要綱等に反した閉所などについて

- (1) 年間の総開所日数が 250 日未満となるような閉所を行った場合

土曜開所加算だけでなく、すべての助成金の助成要件を満たさなくなるため、助成金の支給取消しやすでに助成された助成金の返還が発生する。

- (2) 保護者の利用ニーズとは異なる閉所や利用控えにつながる対応を行った場合

本市において、放課後の預かりの場としての適正性を審査し、対応を決定します。

適正性が確認できない場合は、土曜開所加算だけでなく、基準額を含むその他のすべての助成金の支給取消しやすでに助成された助成金の返還が発生する場合があります。また、育成会の登録が取消しとなる場合もある。

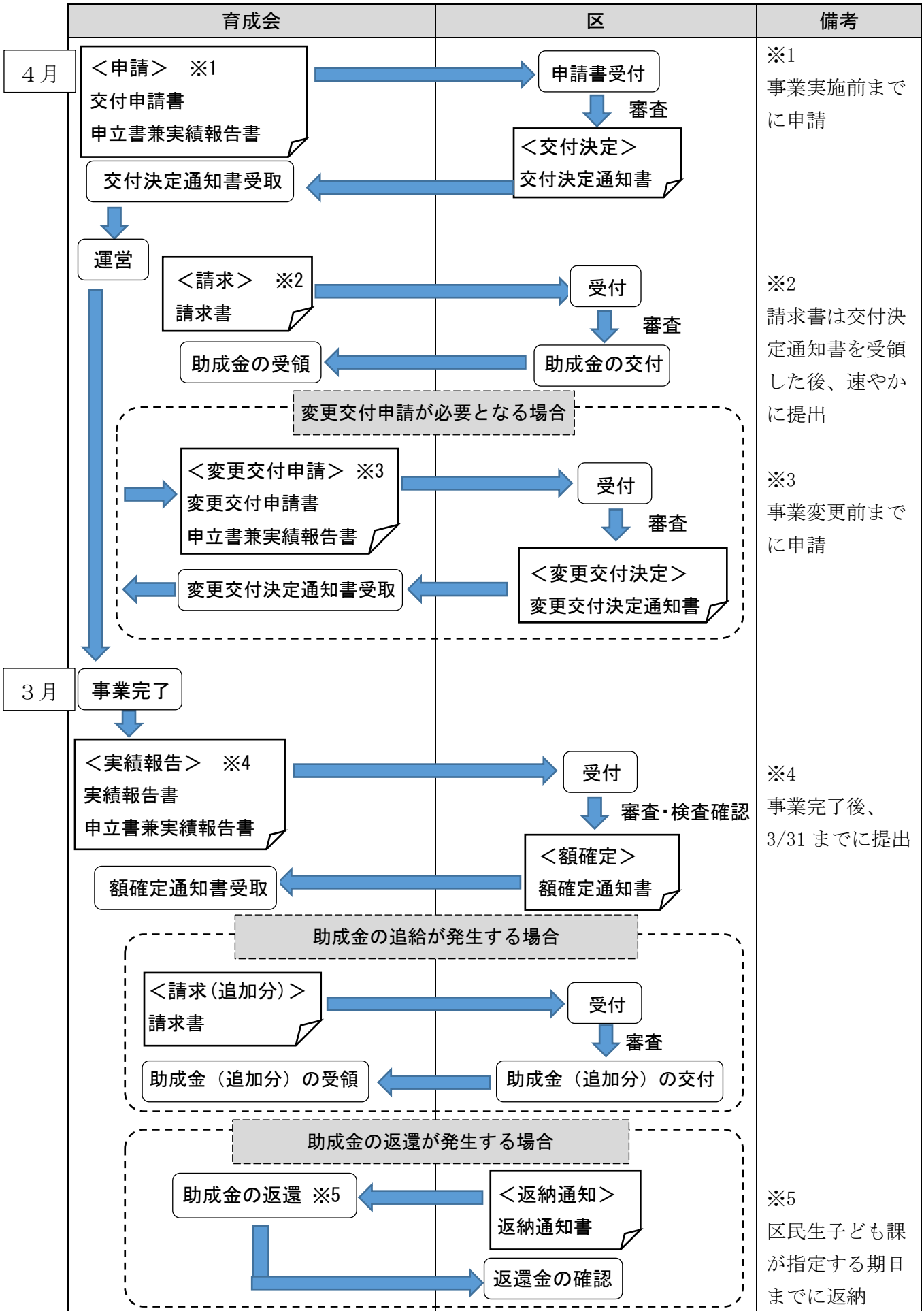
土曜開所加算の支給にかかるQ&A

No.	質問	回答
1	土曜日開所の弾力化に至った経緯は。	<p>留守家庭児童健全育成事業は、保護者が労働等で昼間家庭にいない際に児童を安全に預かることを目的としており、本市においては、原則、日曜・祝日・年末年始を除く毎日を開所日としています。</p> <p>しかしながら、昨今の指導員の人手不足により、労働関係法令を遵守しつつ配置をすることが、困難な場合があるため、利用者がいない土曜日について閉所できるよう、多くの育成会から要望を受け、この度、限定的な閉所を可能とする趣旨で、制度変更に至りました。</p> <p>そのため、基本的には、日曜・祝日・年末年始及び天災等やむを得ない事由がある場合を除き開所していただく必要があります。土曜日の閉所を前提とした事業計画や、前月に利用ニーズを調査しない育成会主導の閉所は、認めておりません。</p>
2	どのタイミングで行う保護者のニーズ調査を基に、実際の閉所日を決定して良いのか。	<p>当該月の前月1日以降に実施する保護者のニーズ調査を基に、決定してください。なお、当該土曜日直前に実施することを妨げるものではありません。</p>
3	「閉所日決定後も保護者から開所の要望があれば、できる限り応じなくてはならない」とあるが、当日に依頼があった場合など、指導員の体制が組めない場合が考えられる。できる限りの範囲はどのように考えればよいか。	<p>できる限りの範囲については、育成会によって、保護者の利用状況や指導員の配置状況は異なるため、育成会ごとに個別に判断してください。判断の基準については、事前に各育成会において協議し、保護者の同意も得たうえで運営規程などに定めてください。</p>
4	土曜日以外にも保護者の利用ニーズがない日は閉所して良いのか。	<p>土曜日についてのみ、弾力的な運用を認めるものです。平日や長期休業期間（土曜日除く）については、従前どおり、必ず開所してください。</p> <p>なお、祝日である土曜日は、閉所日としての取扱いに変更はありません。</p>

5	<p>事前の調査で、利用ニーズがないことが分かっていた土曜日について、配置基準を満たして開所し、結果的に児童が来なかった場合、当該日は、土曜開所加算の対象となるか。</p>	<p>助成対象となります。</p> <p>なお、運営規程で定める開所時間のうち一部の時間帯において指導員の配置基準を満たしていない場合や、運営規程で定める開所時間より早く閉所した場合などは、助成対象外となります。</p>
6	<p>年間総開所日数について、日曜・祝日を開所した場合、開所日に加えることができるか。</p>	<p>助成金の算定に用いる年間総開所日数に、日曜・祝日・年末年始は含まれません。</p>
7	<p>育成会が年度途中で運営を開始する場合の取扱い</p>	<p>年度途中で開所する場合については、当課の指定する日数以上の土曜開所を行っていただければ、その超過した日数分について土曜開所加算の助成対象となります。詳細は、令和7年4月1日改正の留守家庭児童育成会運営助成要綱を確認してください。</p>
8	<p>交付申請はいつするのか。</p>	<p>1年分の交付申請を事業実施前に行う必要があるため、4月最初の土曜日より前に申請してください。</p>
9	<p>変更交付申請が必要になるのはどのようなときか。</p>	<p>次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年度当初の計画日数を超えて、開所することになった時 ○放課後児童支援員2名配置助成の受給の有無が変更になった時
10	<p>年度末に実績報告書を提出した後、育成会はどのような対応をすればよいのか。</p>	<p>区民生子ども課において実績報告に基づき土曜開所加算の金額を確定します。その後の対応は、年度当初に概算で助成された金額と、確定金額との差額により異なり、①育成会による助成金の返還、又は②市による育成会への追加助成となります。</p> <p>①の場合は、金融機関にて、区民生子ども課の発行する返納通知書に記載された返納期限内に、速やかに返還をしてください。</p> <p>②の場合は、4月末までに追加の請求書を区民生子ども課あてに送付してください。</p> <p>年度当初に助成された金額と、確定金額が同一で</p>

		ある場合は、対応の必要はありません。
11	1週間の利用希望日数が上限6日の範囲内で、同一育成会の複数の支援の単位に重複してあらかじめ登録することは可能なのか。	待機児童が発生している本市の状況を踏まえ、児童の利用状況は正確に把握する必要があります。そのため1人の児童が複数の支援の単位に登録することは基本的に認めておりません。
12	事業実施年度以降においても、土曜日の開所が確認できない場合は、返還を求められるのか。	助成金の算定基礎になっているにも関わらず、実地指導等において土曜日の開所が確認できなかった場合は、返還を求めます。

支給の流れ



令和7年2月26日

留守家庭児童育成会を利用する保護者の皆様へ

子ども青少年局子ども未来企画部
担当課長(放課後事業に係る企画調整)

留守家庭児童育成会における土曜日開所の弾力化について

日頃より、留守家庭児童の健全育成にご協力いただき、ありがとうございます。

現在、本市の留守家庭児童育成会における開所日は、日曜・祝日・年末年始を除く毎日としておりますが、昨今の指導員の人手不足により配置が困難な場合があるため、利用者がいない土曜日について閉所可能とするよう、多くの育成会から要望を受けました。

そこで本市では、令和7年4月から保護者の利用ニーズを踏まえたうえでの限定的な閉所を可能とする制度の変更を行います。ただし、土曜日の閉所を前提とした育成会の事業計画や、利用ニーズを調査しない育成会主導の閉所は、認めておりません。

保護者の皆様におかれましては、子どもを預けたい土曜日(祝日・年末年始を除く)については、今までどおり預けることが可能ですので、ご安心ください。

仮に、次のような趣旨と異なる閉所実態がありましたら、育成会へ速やかにご相談いただき、改善されない場合は、区役所民生子ども課までご連絡ください。

- ・保護者の利用ニーズとは異なる閉所

例：前月の利用ニーズ調査で保護者から利用希望があったにも関わらず閉所する。

- ・保護者の利用控えに繋がるような対応

例：お盆の土曜日は閉所することを前提に、保護者に利用ニーズ調査を行う。

また、本市としては、育成会における閉所日の決定過程について、今後、保護者の皆様へ匿名のアンケートを実施する予定ですので、ご協力をよろしくお願い致します。

添付資料

- ・【参考】育成会あて通知

(放課後事業推進課)

留守家庭児童育成会における土曜日の開所の弾力化について

1 趣旨

育成会の開所日は、「日曜、祝日、年末年始を除く毎日」としているが、令和7年4月から、遵守すべき開所要件を土曜日についてのみ弾力化するもの。

2 変更内容

(1) 開所日について

変更前	変更後
<p>【原則】 日曜、祝日、年末年始を除く毎日。</p> <p>【例外】 ・天災等やむを得ない事由がある場合</p>	<p>【原則】 日曜、祝日、年末年始を除く毎日。</p> <p>【例外】 ・天災等やむを得ない事由がある場合 ・放課後事業推進課が別に定める場合 ※「放課後事業推進課が別に定める場合」は、育成会が保護者の利用ニーズを調査し、利用ニーズが全く無い土曜日とする。ただし、日曜、祝日、年末年始を除き、年間250日以上は開所することとする。 ※「天災等やむを得ない事由がある場合」と異なり、開所日とすることはできない。</p>

(2) 支払方法について

変更前	変更後
<p>全土曜日を開所する前提で、年間の開所日数加算を月割で助成 4月 71,740円 5～3月 71,660円 計 860,000円（金額はR6の場合）</p>	<p>1年間の開所計画日数を基に4月に概算で助成し、年度末に精算。 年間の総開所日数と250日の差に、以下の単価を乗じた額を助成。 (1) 放課後児童支援員2名配置助成なし …20,000/日（金額はR6の場合） (2) 放課後児童支援員2名配置助成あり …26,000/日（金額はR6の場合） ※年間の開所計画日数より多く開所することが分かった場合などは、変更交付申請を提出すること。</p>

3 育成会における閉所日の決定方法

次の手順で保護者に利用ニーズ調査を行い、閉所日を決定すること。

(1) 年度当初の保護者の利用ニーズ調査

各年度の運営開始前に、保護者に対して年間の土曜日の利用予定を確認するなど、年間の利用ニーズを調査し、年間の開所計画を作成する。

(2) 当該月の前月に行う保護者の利用ニーズ調査

保護者の最終的な利用希望を把握するため、前月 1 日以降に利用ニーズを再度調査（例：6 月分のニーズ調査は、5 月 1 日以降に実施）し、当該月の閉所日を決定すること。また、閉所日は速やかに保護者に連絡すること。

閉所日の調査や決定にあたっては、以下の点に十分留意すること。

・保護者の利用ニーズとは異なる閉所

例：前月の利用ニーズ調査で保護者から利用希望があったにも関わらず閉所する。

・保護者の利用控えに繋がるような対応

例：お盆の土曜日は閉所すること前提に、保護者に利用ニーズ調査を行う。

育成会は、閉所日決定後も保護者から開所の要望があれば、できる限り開所すること。

利用ニーズの調査結果等については保存しておくこと。また指導日誌には、利用ニーズによる閉所の旨記録すること。

4 市から育成会に対する閉所が適切に決定されているかの調査等

(1) 育成会が利用ニーズとは異なる閉所決定をしていないか、保護者の利用控えが発生していないかを確認するため、定期的に調査を実施する。（時期は未定）

（保護者に対して、各育成会の閉所日の決定方法に関するアンケート調査を実施。

アンケートは、専用の回答フォームを活用した匿名の調査であり、回答内容は直接、当課に送信される。）

(2) 実地指導等において、育成会が行った利用ニーズ調査等の資料を基に、閉所が適正に決定されているか確認する。

5 助成金の申請手順について

2 (2) のとおり、土曜日開所加算は、事業実施前に行う交付申請の内容に基づいて概算で助成し、年度末に精算する。当初の開所計画日数より、実際の開所日数が少ない場合など、速やかな助成金の一部返還が必要になる。申請手順については、別紙「支給の流れ」を参照。

6 要綱等に反した閉所などについて

(1) 年間の総開所日数が 250 日未満となるような閉所を行った場合

土曜開所加算だけでなく、すべての助成金の助成要件を満たさなくなるため、助成金の支給取消しやすでに助成された助成金の返還が発生する。

(2) 保護者の利用ニーズとは異なる閉所や利用控えにつながる対応を行った場合

本市において、放課後の預かりの場としての適正性を審査し、対応を決定します。

適正性が確認できない場合は、土曜開所加算だけでなく、基準額を含むその他のすべての助成金の支給取消しやすでに助成された助成金の返還が発生する場合があります。また、育成会の登録が取消しとなる場合もある。

土曜開所加算の支給にかかるQ&A

No.	質問	回答
1	土曜日開所の弾力化に至った経緯は。	<p>留守家庭児童健全育成事業は、保護者が労働等で昼間家庭にいない際に児童を安全に預かることを目的としており、本市においては、原則、日曜・祝日・年末年始を除く毎日を開所日としています。</p> <p>しかしながら、昨今の指導員の人手不足により、労働関係法令を遵守しつつ配置をすることが、困難な場合があるため、利用者がいない土曜日について閉所できるよう、多くの育成会から要望を受け、この度、限定的な閉所を可能とする趣旨で、制度変更に至りました。</p> <p>そのため、基本的には、日曜・祝日・年末年始及び天災等やむを得ない事由がある場合を除き開所していただく必要があります。土曜日の閉所を前提とした事業計画や、前月に利用ニーズを調査しない育成会主導の閉所は、認めておりません。</p>
2	どのタイミングで行う保護者のニーズ調査を基に、実際の閉所日を決定して良いのか。	<p>当該月の前月1日以降に実施する保護者のニーズ調査を基に、決定してください。なお、当該土曜日直前に実施することを妨げるものではありません。</p>
3	「閉所日決定後も保護者から開所の要望があれば、できる限り応じなくてはならない」とあるが、当日に依頼があった場合など、指導員の体制が組めない場合が考えられる。できる限りの範囲はどのように考えればよいか。	<p>できる限りの範囲については、育成会によって、保護者の利用状況や指導員の配置状況は異なるため、育成会ごとに個別に判断してください。判断の基準については、事前に各育成会において協議し、保護者の同意も得たうえで運営規程などに定めてください。</p>
4	土曜日以外にも保護者の利用ニーズがない日は閉所して良いのか。	<p>土曜日についてのみ、弾力的な運用を認めるものです。平日や長期休業期間（土曜日除く）については、従前どおり、必ず開所してください。</p> <p>なお、祝日である土曜日は、閉所日としての取扱いに変更はありません。</p>

5	<p>事前の調査で、利用ニーズがないことが分かっていた土曜日について、配置基準を満たして開所し、結果的に児童が来なかった場合、当該日は、土曜開所加算の対象となるか。</p>	<p>助成対象となります。</p> <p>なお、運営規程で定める開所時間のうち一部の時間帯において指導員の配置基準を満たしていない場合や、運営規程で定める開所時間より早く閉所した場合などは、助成対象外となります。</p>
6	<p>年間総開所日数について、日曜・祝日を開所した場合、開所日に加えることができるか。</p>	<p>助成金の算定に用いる年間総開所日数に、日曜・祝日・年末年始は含まれません。</p>
7	<p>育成会が年度途中で運営を開始する場合の取扱いは。</p>	<p>年度途中で開所する場合には、当課の指定する日数以上の土曜開所を行っていただければ、その超過した日数分について土曜開所加算の助成対象となります。詳細は、令和7年4月1日改正の留守家庭児童育成会運営助成要綱を確認してください。</p>
8	<p>交付申請はいつするのか。</p>	<p>1年分の交付申請を事業実施前に行う必要があるため、4月最初の土曜日より前に申請してください。</p>
9	<p>変更交付申請が必要になるのはどのようなときか。</p>	<p>次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年度当初の計画日数を超えて、開所することになった時 ○放課後児童支援員2名配置助成の受給の有無が変更になった時
10	<p>年度末に実績報告書を提出した後、育成会はどのような対応をすればよいのか。</p>	<p>区民生子ども課において実績報告に基づき土曜開所加算の金額を確定します。その後の対応は、年度当初に概算で助成された金額と、確定金額との差額により異なり、①育成会による助成金の返還、又は②市による育成会への追加助成となります。</p> <p>①の場合は、金融機関にて、区民生子ども課の発行する返納通知書に記載された返納期限内に、速やかに返還をしてください。</p> <p>②の場合は、4月末までに追加の請求書を区民生子ども課あてに送付してください。</p> <p>年度当初に助成された金額と、確定金額が同一で</p>

		ある場合は、対応の必要はありません。
11	1週間の利用希望日数が上限6日の範囲内で、同一育成会の複数の支援の単位に重複してあらかじめ登録することは可能なのか。	待機児童が発生している本市の状況を踏まえ、児童の利用状況は正確に把握する必要があります。そのため1人の児童が複数の支援の単位に登録することは基本的に認めておりません。
12	事業実施年度以降においても、土曜日の開所が確認できない場合は、返還を求められるのか。	助成金の算定基礎になっているにも関わらず、実地指導等において土曜日の開所が確認できなかった場合は、返還を求めます。